

臨時福祉給付金・年金生活者等支援 臨時福祉給付金

申請は平成 29 年 1 月 11 日(水)まで

消費税率引き上げの影響を緩和するため、昨年度に続き、臨時的措置として臨時福祉給付金と年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。対象は、所得の低い方や所得の低い障害・遺族年金を受給している方です。対象となる方は、申請期間中に手続きを行ってください。

社会福祉課
☎995-1819



臨時福祉給付金

支給対象者／平成 28 年 1 月 1 日時点で当市に住民登録があり、平成 28 年度分の市民税が課税されていない方

※市民税が課税されている方に扶養されている方や生活保護の受給者は対象外

支給額／1 人につき 3,000 円

年金生活者等支援 臨時福祉給付金 (障害・遺族基礎年金受給者向け)

支給対象者／臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 28 年 5 月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している方

※ 7 月 19 日(火)までに年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を申請し、受給した方は対象外

支給額／1 人につき 30,000 円

市役所地下会議室で受け付け

給付金を受けるためには、申請が必要です。対象の方には、案内書類を郵送します。市役所地下会議室または、郵送で手続きしてください。

申請期間／9 月 30 日(金)～平成 29 年 1 月 11 日(水)

※(土)・(日)、祝日、年末年始を除く

※当日消印有効

ところ／市役所地下会議室

※ 1 月 4 日(水)以降は、社会福祉課で受け付け

持ち物

- ①申請書
- ②振込口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し)
※昨年度の臨時福祉給付金を当市から受け、今年度も同じ口座への振り込みを希望する場合は省略可
- ③本人確認ができるもの 1 点(運転免許証、旅券、保険証、住民基本台帳カードなど)

給付専用ダイヤル



992-5360

受付▶ 9/30(金)～12/28(水) (土)・(日)、祝日を除く
8 時 30 分～17 時 15 分

その他

- DV 被害者や児童福祉施設などに入所している児童が、当市に住民登録をしないで、当市に住んでいる場合、申請を受け付けることができる場合があります。ご相談ください。
- 申請後、審査が行われます。審査の結果や支払日などは、11 月中旬ごろから随時通知します。給付金の支給が決定すると申請書に記載された口座に支給します。
- 原則として申請期間外の申請は受け付けできません。
- 申請期間などは、市区町村で異なります。申請先が当市以外の方は、事前にご確認ください。

振込詐欺・個人情報の詐取に注意！

自宅や職場などに市や厚生労働省の職員などをかたり、個人情報を聞き出そうとする電話がかかってきたり、郵便が届いたりした場合は、市か警察にご連絡ください。

☎警察相談専用電話 # 9110

- 市や厚生労働省などが次のようなことをお願いすることは絶対にありません。
- ▶ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いする。
- ▶給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求める。
- ▶通帳やキャッシュカードを預かる。
- ▶フリーダイヤルや携帯電話への連絡をお願いする。